東葛総合法律事務所・事務所だより　第75号

カッとび

No.46

2023年
新春号

http://tokatsu-law.com/

2023年飛躍の年に（千葉市動物公園）　撮影：弁護士 齋藤雅子

ごあいさつ

昨年はロシアによるウクライナ侵攻にはじまり、国内では参議院議員選挙による与党の圧勝も束の間、底なしの様相を呈している旧統一教会の問題。司法では原発事故について国の責任を認めないとする最高裁判決も出されました。そして、未だに私たちの生活に影を落とし続けるコロナ。様々な問題がありました。

私たちは日々の生活の中で、無意識のうちに自身に関係のある問題と関係の無い問題を切り分けてはいないでしょうか。憲法は個人の尊重を謳っていますが、これは一人一人が自らのことのみを考えればよいというものではなく、一人一人が他者への共感力や想像力を持ち続けることではじめて他人のみならず自分も尊重されることになるのです。

勿論全ての問題に対して行動を起こすことは容易ではありません。それでも、一旦立ち止まり、様々な苦しみや痛みに対して思いを馳せることはできるはずです。

今年こそは、皆様と共に語り合うことのできる1年になることを願っています。

東葛総合法律事務所

代表　弁護士　蒲田孝代
弁護士　福富美穂子
弁護士　齋藤雅子
弁護士　宗みなえ
弁護士　萩原得誉
弁護士　長浜有平
弁護士　藤吉彬
弁護士　小川款
事務局長　田丸智恵
事務局員一同

発　行／東葛総合法律事務所　編集責任者／齋藤　雅子
〒271-0092　千葉県松戸市松戸1281-29　松戸東洋ビル5階　電話 047-367-1313（代）　FAX 047-367-1319

シリーズ No.20
憲法を考える

校則問題は人権問題

皆さんの出身校にはどんな「校則」がありましたか？　学生時代は当たり前と思っていた（かもしれない）校則も、実は人権問題につながることがあります。近年報道でも話題となっている校則問題について、今回は会話形式で解説していきたいと思いますので、ご家族や友人とぜひ話題にしてみてください。

都立高校の校則公開の背景

こと　2022年の4月から全ての都立高校の校則がホームページ上に公開されるようになったそうだよ。どういった背景があるんだろう。

へい　それは、いわゆる「校則問題」として報道されていた問題だね。例えば、ツーブロック（頭の下の方を短く刈り上げて、長い上の方と段差がついているような髪型）禁止が話題になったけど覚えている？

こと　確か、都立高校では、ツーブロックを禁止する校則があり、生徒から相談を受けた都議会議員が、都議会で質問していたね。

へい　当時の東京都の教育長は、ツーブロック禁止の理由を「事件や事故に巻き込まれるから。」と答えたんだ。髪型で「事件や事故に巻き込まれる」というのは合理的ではないし、報道やSNSでも大きく問題とされ、結局その校則は撤廃された。それがきっかけで、校則について調査検討がされるようになり、校則を公開するようになったという流れのようだね。全国にはまだまだ合理性のない校則がたくさんあるそうだよ。

こと　そういえば、同じように髪型についてポニーテールを禁止した学校があったり、校則で下着の色や柄が指定され、違反した場合には、「脱がせるよう指導する」「脱がせた後に保護者に連絡する」という指導方法を定めたり、実際に教師が目視で確認していた学校があったという報道も聞いたことがあるな。

へい　目視で確認って…。

校則問題の本質は？

こと　校則問題については、一つ一つの校則に対し、不合理を感じることはあるけど、どういった視点から考えるべきなんだろう。

へい　まず大切なのは、校則問題も人権問題だという視点だと思う。そもそも、本来、人は一人一人違うものであり、一人一人が個人として尊重されなければいけないよね。

こと　憲法13条「すべて国民は個人として尊重される」だよね。

ツーブロック禁止、下着の色指定に合理的な必要性ある？

この条文、好きだな。

へい　髪型や服装もそれぞれの個性である以上、原則は自由であることを忘れてはいけない。もちろん、学校という場所や教育目的などから一定の制限を行う必要があることも事実。ただ、その場合でも、制限をする理由について合理的な必要性や相当性がなければならないんだ。

こと　そうすると、「ルールだから」の一点張りは許されないということだよね。でも、既にある校則を変えていくことはできるのかな。

へい　校則を変えるという視点で参考になるのは、子どもの権利条約だね。子どもの権利条約は、いわば子どもの権利を定める国際的なルールだ。

こと　子どもの権利条約では、子どもをただ大人から守られるだけの存在ではなくて、権利の主体として位置付けているよね。また、条約では、子どもにも意見を表明する権利があり、大人はそれを尊重しなければならないということも定めているんだよね。

へい　でも、子どもの意見表明だけに頼ってもだめだよね。合理的な理由のない校則は、個人の尊

重という憲法上の権利を侵害しかねないんだ。学校の教員、保護者をはじめ、周りの大人が、本当に合理性があるルールなのかを常にチェックしていかなければならない。

こと　うーん。大人の責任は重いんだなぁ。

校則問題解決の道筋は？

こと　どうやったら校則問題を解決していけるのだろう。

へい　学校側は、その校則が本当に生徒のためになると思っている節もあるみたいで問題は根深い。

こと　学校と生徒が、それぞれお互いに自分の考えのとおりするべきだ！って言い合っても分断になってしまいそう。

へい　うん。だからこそ、まずは、学校側が生徒たちの声に耳を傾けること、さらに保護者をはじめとする周りの大人との間で、生徒たちの意見を尊重するという意識を共有することが重要だね。

こと　生徒側からの意見を聞くといっても、生徒たちが大人の顔色を窺った意見しか言えなくなってしまわないかな。

へい　形だけではなく、生徒が本当の思いを話せるように大人が環境を整えなければならないよね。そうして、お互い、相手がなぜそう考えているのかきちんと耳を傾けて理解しないといけないし、そうすることで初めて、「お互い受け容れられる方法はないか」って考えられる気がする。

こと　とはいえ、自分と違う考えに耳を傾けて理解するって、ストレスだし手間がかかるよなぁ。

へい　だからこそ、粘り強い対話が重要なんだ。実際、東京都以外にも弁護士会が教育委員会などと協議を行っている地域やPTA会長や保護者の立場から校則問題に取り組んだ事例もあるみたいだよ。

こと　憲法や条約に基づいた視点で校則問題を考えることは、個人が本当に尊重される社会を目指す第一歩だね。

へい　子どもたちが校則について考えること自体も、民主主義社会における自立性を育む上で重要な機会だね。

（本文・イラスト／当事務所憲法委員会）

法律クイズQ　相続

第1問　脳梗塞で半身麻痺となった義父（配偶者の父親）と、10年間同居し、介護をしていたAさん。義父が亡くなった際、離れて暮らす義弟(配偶者の弟)から、義父と養子縁組をしていないAさんには相続権はない、1円も渡さないと言われてしまいました。Aさんは1円ももらえないのでしょうか。

回答編は4面にあります

弁護士　宗みなえ

署名ご協力のお礼

前号の「カッとび」に同封させていただきました、「憲法改悪を許さない全国署名」につきまして260筆の署名をいただきましたことをご報告させていただきます。

大丈夫？ マイナンバーカード

弁護士　小川　款

マイナンバー制度は、国家が同意無く個人の様々な情報を集約し、管理することが可能という点で、憲法上のプライバシー権との関係で緊張関係にあり、その違憲性が訴訟で争われています。

そのような中、政府は、健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化するという方針を突然打ち出しました。法律上、カードを発行するかどうかは、個人の自由選択とされています。しかし、一体化されてしまうと、健康保険証は保険診療を受けるために欠かせないものですから、事実上カードの取得が強制されてしまうと言っても過言ではありません。

そもそもカードの取得が任意とされた背景には、カードが個人情報のかたまりであり、不正利用や紛失のおそれが懸念されることがありました。健康保険証との一体化がなされれば、カードの発行数は飛躍的に増加し、民間での利用や活用の場も広がっていくことになりますから、当然、情報漏洩の危険も高まることになります。

ポイント付与や利便性ばかりを強調し、様々な情報を集約させようという流れは見直されるべきです。

～随想～

この国のあるべき姿

弁護士 蒲田 孝代

岸田政権が自衛隊の強化を進めています。自衛隊内部の性被害やいじめを無くす方向での強化ならばまだ歓迎しますが、今でさえ世界有数の武力を有する自衛隊の武力を更に強化することには大反対です。

政府は「反撃能力」（敵基地攻撃能力）の強化を進めるとして、防衛費を国内総生産比2％程度に増額するなどという方針を立ててアメリカからトマホークという敵基地への命中精度が極めて高い武器を購入することを進めています。「敵基地攻撃能力」は相手国の基地へのミサイル攻撃、指揮統制機能への攻撃を含むと政府は言っていますから、敵と見做す国に対し、いつでも攻撃ができる（戦争に突入できる）準備をしているということになります。更に、政府は北朝鮮のミサイル発射の度に必要以上に人々の危機感を煽っています。これも武力強化を推進していくための雰囲気づくりではないかと思います。私たち国民は冷静にならなければ、と思います。

他方、世界情勢の厳しさの前に今、私達がすべきことは何かを一層考えなければならないと思うのです。医師の中村哲さんの「荒野に希望の灯をともす」という記録映画を観ました。アフガニスタンとパキスタンで35年にわたって戦乱や病に苦しむ人々、干ばつに苦しむ人々とともに医療の支援と用水路の建設をしてこられた方です。この方の生き方は人権と平和主義に根ざした国際社会を創っていくこの国のあるべき姿勢を教えていると思います。

法律クイズA

相続

第1問 もらえます。

従前は、相続人ではないAさんがどれだけ亡くなった方の療養看護に貢献しても、これに応じた相続財産の分配を求める仕組みはありませんでした。しかし、2019年の法改正により、相続人以外の親族が無償で療養看護を行い、亡くなった方の財産維持等に貢献したと考えられる場合には、「特別寄与料」として、相続人に対して金銭の支払いを請求できるようになりました。ただし、裁判所に申立てできる期間が短いので注意が必要です。

弁護士 福富美穂子

カッとび 読者の声（前号アンケートより）

✉18歳が裁判員に選ばれるということを考えてもみませんでした。「未だ人格も人生経験もない若者に負わせていいのか」考える機会になりました。

✉日本が戦争ができる普通の国になってしまう恐ろしさを痛切に感じる日々です。戦争は絶対にしてはいけない、国民誰もがそう考えていると思うのですが。

東葛総合法律事務所 友の会コーナー

昨年10月15日（土）にためになる講座「いろいろな立場で考えよう！ 自衛隊の憲法明記」を開催しました。講師は当事務所の藤吉弁護士が行い、当日は41名の方が参加されました。前半は自衛隊が災害救助のための組織ではなく、多くの武器を持つ軍事的組織であることを学び、後半ではタイトルの通り、自衛隊について憲法明記賛成派、反対派、国防軍として明記する立場に分かれたディスカッションを聞き、それぞれの立場の考えについて学習しました。

今後の友の会行事予定

●第52回ためになる講座 布川事件と友の会

日程：2月25日（土）
午後2時から4時
講師：桜井昌司さん他
会場：松戸市民会館301会議室

10月15日ためになる講座の様子

編集後記

校則による生徒の管理とマイナンバーによる個人情報の管理。尊重すべきは個人の人権です。何のための管理か、きちんと議論し、見極める必要があります。

▼今号は法律クイズが復活しました。皆さんが楽しく学べる紙面づくりを目指します。（SA）